鳥取県告示第252号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>１・２　略
３　大学の医学部附属病院（小児科、産科、救急科及び精神科に限る。）
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</td><td>米子市西町36－１</td></tr></table>４　略
５　県が精神科救急医療施設として指定する病院（１、２及び４に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を除く。）
略</td><td>１・２　略
３　略
４　県が精神科救急医療施設として指定する病院（１から３までに掲げるもの及び国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を除く。）
略</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、平成25年４月１日から施行する。